

様式第一号の二を次のように改める。

様式第一号の二(第二十八条の二関係)

(裏面)

注意事項

一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありませぬ。)

三 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

六 利用時支払額を三割(利用者負担の割合)欄に記載された割合が三割である場合は四割)とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

(表面)

介護保険負担割合証		交付年月日		年	月	日
番号		住所		フリガナ		
氏名		生年月日	明治・大正・昭和	年月日	性別	男・女
利用者負担の割合		適用期間				
割		開始年月日	平成	年月日	終了年月日	平成
割		開始年月日	平成	年月日	終了年月日	平成
号		保険者番号及び保険者並びの名印				

- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができること。

様式第十一号を次のように改める。

様式第十一号(第二十二条の二十五関係)

第	号	修	了	証	明	書	氏	名	年	月	日	生
介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する。												
(介護職員初任者研修事業者名)												
都道府県知事名												

様式第十一号の次に次の二様式を加える。

様式第十一号の二(第二十二條の二十五關係)

第	号	修	了	証	明	書	氏	名	年	月	日	生
生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する。												
都道府県知事名												
(生活援助従事者研修事業者名)												

第二 (健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。
次表の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後

(居宅介護サービス費等の額の特例)
第八十三条 法第五十条各項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一、四 (略)
2.3 (略)

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)
第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一、三 (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数)が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ。その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。)(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額)を控除して得た額とする。)(その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の三十)を乗じて得た額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ、二 (略)

改正前

(居宅介護サービス費等の額の特例)
第八十三条 法第五十条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一、四 (略)
2.3 (略)

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)
第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一、三 (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数)が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ。その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。)(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額)を控除して得た額とする。)(その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十)を乗じて得た額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ、二 (略)

様式第一号の二(第二十八条の二関係)

様式第一号の二(第二十八条の二関係)

(裏面)

注意事項

一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。)

三 被保険者の資格がなくなったりとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

六 利用時支払額を三割(利用者負担の割合)欄に記載された割合が三割である場合は四割)とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

(表面)

介護保険負担割合証														
交付年月日 年 月 日														
被保険者		番号												
住所														
フリガナ														
氏名														
生年月日		明治・大正・昭和	年	月	日	性別	男・女							
利用者負担の割合		適用期間												
割		開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日			
割		開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日			
保険者番号及び並者の印		<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>												

- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。

(介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正)
 第三条 介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(平成二十七年厚生省令第二十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

(特別調整交付金の額)
 第七条 特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

(特別調整交付金の額)
 第七条 特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 (略)
 二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による法第五十條第一項、第二項若しくは第三項又は第六十條第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付費額(法第四十九條の二第一項若しくは第二項又は第五十九條の二第一項若しくは第二項の規定の適用に係るものを除く)の九十分の十に相当する額、調整基準標準給付費額(法第四十九條の二第一項又は第五十九條の二第一項の規定の適用に係るものに限り)の八十分の二十に相当する額及び調整基準標準給付費額(法第四十九條の二第二項又は第五十九條の二第二項の規定の適用に係るものに限り)の七十分の三十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合

当該災害等による法第五十條第一項、第二項若しくは第三項又は第六十條第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額の十分の八以内の額

二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による法第五十條第一項若しくは第二項又は第六十條第一項若しくは第二項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付費額(法第四十九條の二又は第五十九條の二の規定の適用に係るものを除く)の九十分の十に相当する額及び調整基準標準給付費額(法第四十九條の二又は第五十九條の二の規定の適用に係るものに限り)の八十分の二十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合

三 (略)

(介護保険法第二百二十二條の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部改正)
 第四条 介護保険法第二百二十二條の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第五十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

(介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額)
 第七条 介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

(介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額)
 第七条 介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 (略)
 二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十條の六十三の二第三項(同条第四項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準事業費額(同条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十條の六十三の二第四項及び第五項の規定の適用に係るものを除く)の九十分の十に相当する額、調整基準標準事業費額(第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十條の六十三の二第四項の規定の適用に係るものに限り)の八十分の二十に相当する額及び調整基準標準事業費額(第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十條の六十三の二第五項の規定の適用に係るものに限り)の七十分の三十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合 当該災害等による同令第百四十條の六十三の二第三項の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額の十分の八以内の額

一 (略)
 二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十條の六十三の二第三項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準事業費額(同条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十條の六十三の二第四項の規定の適用に係るものを除く)の九十分の十に相当する額及び調整基準標準事業費額(第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十條の六十三の二第四項の規定の適用に係るものに限り)の八十分の二十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合 当該災害等による同令第百四十條の六十三の二第三項の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額の十分の八以内の額

三 (略)

三 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
（様式に関する経過措置）
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。